

入札公告

分任契約担当官
陸上自衛隊関西補給処桂支処
会計課長 増田 有貴

下記のとおり、一般競争入札を行う。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 : 残飯等の引取
(2) 役務概要 : 仕様書のとおり
(残飯推定排出量 約27,250kg)
(3) 役務場所 : 陸上自衛隊桂駐屯地 総務部管理課給養班
(4) 履行期限 : 令和5年4月1日～令和6年3月31日

2 入札参加資格

- (1) 令和4・5・6年度一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一資格)の資格審査結果通知書を受けた者のうち「**役務の提供等**」における等級が「**D**」以上の者。
(2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(4) 契約担当官(国の全ての機関を含む)から一般競争参加資格停止、又は指名停止若しくは営業停止を受けている期間に該当しない者。
(5) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「**装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領**」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
(6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(7) 入札心得に定める「**暴力団排除に関する誓約事項**」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。

3 契約条項及び入札心得を示す場所

陸上自衛隊 関西補給処桂支処 総務部 会計課 契約班

4 入札説明会及び競争入札の日時等

- (1) 説明会場所等 : 実施しない。
(2) 入札場所 : 桂駐屯地 本部庁舎1階 多目的室
// 日時 : **令和5年3月8日(水) 11:00** (時間厳守)

5 落札決定方法 : 単価決定(外税方式)

6 保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金 : 免除

7 入札及び契約条件

- (1) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10(軽減税率対象品目については100分の8)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100(軽減税率対象品目については108分の100)に相当する金額を入札書に記載すること。
(2) 入札参加を希望する者は、令和5年3月3日(金)1700までに別紙「競争入札受付票」に必要事項を記入し、資格審査結果通知書の写し(申請中の者は受付証明を提出し、資格決定後速やかに写しを提出)を添えて下記担当者まで申し込みされたい。確認後仕様書その他関係書類を交付する。
(3) 落札者が「入札及び契約心得」に従つて契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
(4) 落札者は落札決定後遅滞なく契約書を作成し提出するものとする。

8 入札の無効

- (1) 入札金額、入札者氏名及び押印が判明し難いもの。
(2) 電話及びFAXによる入札。
(3) その他入札に関する条件に違反した入札。
(4) 入札者等が実施した誓約に虚偽があつた場合又は誓約に反する事態が生じた場合。

9 その他

- (1) 郵便による入札は、「書留」とし、令和5年3月7日（火）の1700までに担当者必着。なお、事前に郵便入札の連絡がない場合において、入札書が不着の場合は、辞退として取り扱う。郵便入札者がある場合に再度入札となった場合は再度入札日を別途連絡する。
- (2) 代理人による入札の場合は、入札前に委任状（A4縦仕様・書式は随意）を提出。
- (3) 入札及び契約に関する問合せ先
〒615-8103 京都市西京区川島六ノ坪官有地
陸上自衛隊 関西補給処桂支処 総務部 会計課 契約班 担当：望月
TEL (075) 381-2125 (内線347) FAX (075) 381-8881
- (4) 仕様書及び作業に関する問合せ先
〒615-8103 京都市西京区川島六ノ坪官有地
陸上自衛隊 関西補給処桂支処 総務部 管理課 給養班 担当：安井
TEL (075) 381-2125 (内線364) FAX (075) 381-8881

競争入札受付票

年 月 日

入札件名	残飯等の引取	入札日時	令和5年3月8日1100～
仕様書等受領者	住 所		
	(電話 - -)		
	会社名	(FAX - -)	
	受領者(役職・氏名)		
※名刺を頂戴することで、本欄の記載を省略できます。			

官側使用欄	申込手段	来隊 電話(. .)	資格決定通知書	有 ・ 無
	仕様書等の交付	手交 ・ 郵便 ・ メール	郵便入札	有 ・ 無
	入札参加確認	有 ・ 無	入札出欠	出 ・ 欠

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
残 飯 等 の 引 取	作 成	令和5年2月9日
	変 更	
	作成部隊等名	関西補給処桂支処総務部
<p>1 総 則</p> <p>(1) 適用範囲 この仕様書は、桂駐屯地食堂及び厨房において発生する残飯等の引取に関する業務について規定する。</p> <p>(2) 定 義 ア この仕様書に掲げる「甲」とは、官側をいう。 イ この仕様書に掲げる「乙」とは、受注者側をいう。 ウ この仕様書に掲げる「残飯等」とは、食事後の食べ残し及び調理の過程において発生するゴミ（貝殻、骨、竹串等を含む。）をいう。</p> <p>2 契約期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日</p> <p>3 作業内容 駐屯地食堂及び厨房において発生する残飯等の搬出・引き取り・リサイクル処分業務とする。</p> <p>4 作業の条件 (1) 残飯等の搬出に要する費用は、全て乙側の負担とする。 (2) 乙は、甲が設置している残飯保管容器等から、残飯等を受け取り搬出する。 (3) 乙は、毎回容器を持参して残飯等を受け取り搬出する。 (4) 乙は、残飯搬出後、残飯保管容器等の後片付けを確実に実施する。 (5) 引き取り量は、その都度、検査官の確認を受け計測すること。 (6) 残飯等の回収は、月曜日、水曜日、金曜日を基準とするが、残飯等が大量に発生した場合、又は、甲側の都合により引取りを要する場合は、甲の要求に応ずるものとする。 (7) 搬出時間は、0830から1100までの間を基準とする。</p> <p>5 検 査 引取後は、甲の指名する検査官の検査を受けるものとする。</p> <p>6 残飯等の所有権移譲の時期 残飯等の所有権は、乙が前提に規定する引渡しを受けた時点をもって、乙側に移譲するものとする。</p> <p>7 特記事項 コロナウイルスの感染には十分注意して作業を実施すること。</p> <p>8 残飯発生見積 別紙「令和5年度年間残飯発生見積」</p>		

令和5年度年間残飯発生見積

1、令和4年度年間実績

別紙

月	4	5	6	7	8	9	計	平均
残飯 排出量 (k g)	2,042	1,999	2,474	2,670	2,141	2,169	13,495	2,249
月	10	11	12	1	2	3	計	平均
残飯 排出量 (k g)	2,175	1,808	1,648	2,265	2,300	2,929	13,125	2,188
計	上 半 期		13,495		年 間		26,620	
	下 半 期		13,125					

※ 2～3月については令和3年度実績を記入

2、令和5年度年間見積

月	4	5	6	7	8	9	計	平均
残飯 排出量 (k g)	2,100	2,050	2,500	2,700	2,200	2,200	13,750	2,292
月	10	11	12	1	2	3	計	平均
残飯 排出量 (k g)	2,200	2,000	1,700	2,300	2,300	3,000	13,500	2,250
計	上 半 期		13,750		年 間		27,250	
	下 半 期		13,500					